

立木伐採に関する特記仕様書

第1条 適用

この特記仕様書は、治山事業(森林整備を除く。)において工事の支障となる立木の伐採について適用するものとする。

第2条 一般事項

立木伐採とは、伐倒、枝払い、玉切り、作業に支障のない場所への除去までの作業をいう。

第3条 施工計画書

受注者は、立木伐採に関しての必要な手順及び安全作業（かかり木処理方法を含む）等の事項について、「施工計画書」に明記すること。

第4条 安全管理

受注者は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。